

○久留米大学研究推進戦略センター規程

平成30年2月7日
規程 第29-2号

(設置)

第1条 久留米大学(以下「本学」という。)に、研究推進戦略センター(以下「センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 センターは、全学的な産学官連携の強化及び拡大を図るため、本学が保有する人材、物的資産、資金、情報、技術等、すべての経営資源を有効かつ効果的に活用するシステムを構築し、産学官連携の戦略的な企画立案、実践及び管理・運営を行う。また、本学における知的財産の創出、取得、管理、活用等のシステムの構築により、本学の研究成果の権利確保と学術研究成果の社会的活用を図るとともに、研究推進・支援を強化し、産学官の緊密な連携による戦略的な研究開発原資の拡大に努め、学術研究の振興及び社会貢献に資することを目的とする。

(組織)

第3条 センターに、センター長及び副センター長を置き、また、教育職員等を置くことができる。

2 センター長は、学長が副学長のうちから推薦し、理事長が任命する。

3 副センター長は、センター長が本学教職員のうちから推薦し、理事長が任命する。

4 センター長及び副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

5 センター長は、産学官連携に関して学長を総括的に補佐するとともに、センターに関する事項を管掌し、副センター長はセンター長を補佐する。

6 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(センター会議)

第4条 センターに、センター会議を置く。

2 センター会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 法人理事(学識経験者)
- (4) 御井学舎学部長会議から選出された者 1名
- (5) 医学部長
- (6) 医学研究科長
- (7) 大学病院長
- (8) 医系附置研究所長代表者 1名
- (9) 事務局長
- (10) その他センター長が必要と認める者

(運営)

第5条 センター長は、必要に応じてセンター会議を招集し、その議長となる。

2 センター会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 センター会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 センター長は、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(審議事項)

第6条 センター会議において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) センターの管理運営に関する事項

(2) 研究戦略に係る方針及び企画立案に関する事項

(3) 研究推進、研究支援に関する事項

(4) その他センター長が必要と認める事項

(庶務)

第7条 センターの庶務は、総合企画部産学官連携推進室で処理する。

(補則)

第8条 この規程の定めるもののほか、センターの運営に関し、必要な事項はセンター会議の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 「久留米大学産学官連携戦略本部規程」(平成17年10月28日規程第17-12号)は、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。